

バス事業のあり方検討会 第7回議事概要

日 時： 平成23年5月27日（金） 10:00～12:00

場 所： 合同庁舎第7号館 9階共用会議室1

事務局からの資料説明の後、質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

- 本検討会では、高速バスのあり方、貸切バスのあり方等について議論してきたが、今日の現状を生み出している根本に規制緩和があるということを報告書に書くべきである。
- 現行の高速乗合バス、高速ツアーバスに加え、新高速バスができるということは、これまでの「一国二制度」が「一国三制度」になるということではないか。また、高速ツアーバスを禁止しなければ、新制度を設けても意味がないのではないか。乗合的な運行を行う場合は新制度の下で行うべきと報告書に明記すべきである。
- 基本的に利用者は乗合バス事業者と契約するというのは、既存の高速乗合バスでも新高速バスでも同じであるが、事業者がどちらの形態を選択するかは経営上の判断である。このため、「一国三制度」ということではないと考える。また、現行法上、合法的に営むことが可能な高速ツアーバスの営業を禁止するには、それ相応の強い理由が必要になる。
- 新高速バス事業は、これに移行することで事業者にメリットがあり、また事業者が発展していけるような仕組みにする必要がある。このような制度が必要であるということを積極的に発信すべきである。
- 制度が複数存在するという事は、利用者からみてわかりづらいのではないか。そのような人たちに対してきちんとした質のサービスを提供できるような仕組みを検討してほしい。
- 新制度について、拡大解釈されて、一般路線バスにも影響を与えるようなものにならないよう注意することが必要である。とくに中距離の高速バスは通勤・通学に使われる生活路線となっており、このような路線の競争が激しくなれば、既存事業者の経営が苦しくなるおそれがある。
- 高速バスと一般路線バスとでは利用者から求められているものが違うと考えられる。実態を把握して今後の制度設計を行っていくことが必要。
- 今年度から創設された貸切バス事業者の安全性評価認定制度について、制度そのものを広く周知するとともに、認定を取得することのインセンティブを明確にすべきである。また、本制度の運用には国も一定程度関与していくべき。
- 貸切バス事業者の安全性評価認定制度については、安全を星の数で表せるのかと

いう点について、考え方を整理していく必要がある。

- 旅行者や利用者の姿勢が貸切バスの安全に影響しているという総務省の指摘のとおり、事業者だけではどうしようもない部分もあるため、参入規制についても今後引き続き検討する必要がある。

以 上